

事業報告書
(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 松栄会 西九州健康診断本部診療所
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 〒857-1162 長崎県佐世保市卸本町 252 番地 2
- (3) 設立認可年月日 平成 11 年 10 月 14 日
- (4) 設立登記年月日 平成 11 年 10 月 19 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所及び介護老人保健施設の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 西九州健康診断本部診療所 (421 0226 744)	長崎県佐世保市卸本町 252 番地 2	無床
内科	まつなが内科栄町クリニック		無床 令和6年6月30日 診療所と統合

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 7 年 10 月 29 日 令和 6 年度決算の決定
- 令和 7 年 10 月 29 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) 当該会計年度内に許可された施設

なし



様式 3 - 4

法人名 医療法人 西九州健康診断本部診療所
 所在地 佐世保市御本町252番地2

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表

(令和 7年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	27,431	I 流 動 負 債	135,463
II 固 定 資 産	188,142	II 固 定 負 債	180,634
1 有 形 固 定 資 産	185,663	負 債 合 計	316,097
2 無 形 固 定 資 産	2,459	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	-110,524
		純 資 産 合 計	-100,524
資 産 合 計	215,573	負 債 ・ 純 資 産 合 計	215,573

様式 4 - 2

法人名 医療法人 西九州健康診断本部診療所

※医療法人整理番号

所在地 佐世保市御本町252番地2

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	276,253
2 事業費用	292,185
本来業務事業損失	-15,933
事業損失	-15,933
II 事業外収益	1,764
III 事業外費用	2,251
経常損失	-16,420
IV 特別利益	15
V 特別損失	6,595
税引前当期純損失	-23,000
法人税・住民税及び事業税	74
当期純損失	-23,073

様式 2

法人名 医療法人 西九州健康診断本部診療所

※医療法人整理番号

所在地 佐世保市御本町252番地2

財 産 目 録

(令和 7年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	215,573 千円
2. 負 債 額	316,097 千円
3. 純 資 産 額	-100,524 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,431
B 固 定 資 産	188,142
C 資 産 合 計 (A+B)	215,573
D 負 債 合 計	316,097
E 純 資 産 (C-D)	-100,524

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 西九州健康診断本部診療所

理事長 松永 陽一 殿

私は、医療法人西九州健康診断本部診療所の令和5会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事長からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所において財産の状況を理事長から聴取し、事業報告を求めました。また、事業報告書の調査を行い、税理士法人井村アンドパートナーズに聴取し、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 月 日

医療法人 西九州健康診断本部診療所

監事 菅原 薫